

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年6月8日 05時00分ごろ
発生場所	不明（北海道北見市常呂漁港沖）
事故の概要	漁船幸清丸は、操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和元年6月24日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 幸清丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20897（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、たこ箱漁の操業中、船長が、揚縄機を操作し、巻き揚げ中の幹縄に接続された「たこ箱を幹縄に繋いでいる細索」（以下「本件細索」という。）が揚縄機に絡まないよう右手で本件細索を掴んでいたところ、右手薬指が揚縄機と幹縄との間に挟まって負傷した。
分析	本船は、操業中、船長が、揚縄機を操作し、本件細索が揚縄機に絡まないよう右手で本件細索を掴んでいたところ、右手薬指が揚縄機と幹縄との間に挟まったことにより負傷したものと考えられるが、船長及び甲板員2人から情報を得ることができなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が操業中、船長が、揚縄機を操作し、本件細索が揚縄機に絡まないよう右手で本件細索を掴んでいたところ、右手薬指が揚縄機と幹縄との間に挟まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・巻き揚げ中の揚縄機に手を近づけないよう注意を払うこと。